



IRS (Internal Revenue Service : 内国歳入庁) から「8月20日の週に300ドルの小切手を送ります」という内容の郵便物が6月末に届いた。これは、6月7日に成立した「大型減税法」(正式には「Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001」)が、連邦個人所得税の最低税率を引き下げ(15%区分の下に10%区分を新設; 2001年1月1日に遡及適用) 減税分を直ちに納税者に還元することを規定したことを受けたものである。税還付の対象者は、2000年に確定申告をした納税者で、事実上の納税者番号である社会保障番号(Social Security Number)の下2桁の若い方から順番に7月23日の週から9月24日の週までに小切手が郵送される手はずとなっている。

筆者の手元には、予告どおり8月20日に財務省発行の小切手が到着した。官民ともに必ずしも事務手続きに信頼がおけない米国においては、珍しい正確さであった。

1. ブッシュ大統領の「大型減税」

ブッシュ大統領は、選挙期間中に2001年からの10年間で1兆3,000億ドル規模の減税を実施する構想を打ち出し、「減税」は選挙戦の争点の

一つとなった。ブッシュ氏は、1月20日の大統領就任演説で、「減税によって、わが国の経済の勢いを取り戻し、働く国民の努力に報いる」と述べ、2月8日に、2002年からの10年間で1兆6,000億ドルと規模を大きくした減税案を議会に提出した。選挙戦当時は、財政黒字の使い道の一つとして議論がなされていた減税であるが、景気の減速が顕著となるにつれ、景気浮揚手段として注目を浴びようになっていた。

議会での議論を経て異例のスピードで成立した「大型減税法」は、2001年からの10年間で総額1兆3,500億ドル規模となった。

今回の「大型減税」は、1981年にレーガン大統領が実施して以来の大規模減税である。第二次世界大戦以降でも、他には1960年代にケネディ大統領による減税があるのみであり、戦後3回目の「大型減税」ということになる。

内容的には、個人の税負担軽減を主体としており、主な内容は、以下のとおりである。

個人連邦所得税率の引き下げ

就学児童・生徒のいる納税者の所得控除拡大
共働き家庭の税負担(「結婚ペナルティー」^(注))
の軽減

教育関連経費に係る税負担の軽減

相続税(連邦遺産税)の段階的廃止

そして、日本における新聞報道ではあまり取り上げられなかったようだが、

税制上の優遇がなされている退職準備制度への拠出限度額の引き上げも盛り込まれた。

項目毎の減税効果をみると、
8,749億ドル（全体の64.9%）
1,718億ドル（同12.7%）
633億ドル（同4.7%）
294億ドル（同2.2%）
1,380億ドル（同10.2%）
496億ドル（同3.7%）

となっている。

のうち、前述の小切手による還付の効果は、382億ドルと試算されている。これがどの程度消費に回り、景気後退をくい止めることができるかどうか注目される。

2. 401(k)・IRA

以下では、「税制上の優遇がなされている退職準備制度への拠出限度額の引き上げ」について、少し詳しく説明する。

今回の減税において対象となったのは、401(k)プラン、IRA（個人退職年金勘定）などの私的退職準備制度である。

(1) 401(k)プラン

401(k)プランは、米国企業が提供する従業員退職準備制度の一つであり、その名前は、制度の詳細を規定した内国歳入法の401条(k)項に由来する（同条項は80年1月施行）。なお、日本においては401kと表記されることが多いが、401(k)と表記するのが正しい。退職準備制度に

は、従業員が将来受け取る給付額が確定している確定給付制度と、毎年の拠出額だけを決めておいて将来の給付額の保証は行わない確定拠出制度の2種類があるが、周知のとおり401(k)は後者に属している。

401(k)は、1990年代に飛躍的な成長を遂げ、労働省の最新公式統計（1997年末）では、加入者は約3,400万人、資産残高は約1兆2,600億ドルとなっている。また、米国投資信託協会（ICI：Investment Company Institute）の推計によれば、2000年末の資産残高は、株価下落の影響で前年末（1兆7,150億ドル）をやや下回ったものの1兆7,120億ドルと高水準を維持している。

米国政府は、従業員の自助努力による退職準備を積極的にサポートする目的から、401(k)プランに対して寛大な税制優遇措置を設けている。その一つが、従業員給与からの拠出金に対する課税繰延べである。給与引き去りの形で401(k)プランに拠出する場合、拠出限度額まで所得控除の対象となり、課税は引き出し時まで繰延べられる。今回の減税ではその限度額の引き上げが盛り込まれた。なお、401(k)プランは、企業の従業員を対象とした制度であるが、病院などの非課税団体や公立学校職員のための制度や州政府あるいは郡・市政府職員のための制度も存在する。詳細を規定した内国歳入法の条項に基づき、前者は「403(b)プラン」、後者は「457プラン」と呼ばれており、401(k)プランと同様に今回の減税の対象となっている。

(2) IRA

IRAは、1974年従業員退職所得保障法（エリサ法）により創設された個人のための退職準備制度である。当初は、事業主が提供する退職給付制度等を利用できない人々に対して税制優遇措置による貯蓄奨励を図る目的で導入された

が、1981年以降は、事業主が実施する税制適格退職準備制度の加入者も利用できるようになった。現在は、70.5歳以下で勤労所得のある人なら誰でも口座を開設でき、一定の条件を満たしていれば拠出金は所得控除の対象となる。また、従業員が会社を辞めた時に401(k)に積み立ててきた資産を移管(「ロールオーバー」)する受け皿としても活用されている。

ICIの推計によれば、2000年6月時点で全米の約41%に相当する約4,250万世帯がIRAを利用しており、資産残高は、2000年末で2兆6,500億ドルとなっている(1999年末は2兆6,630億ドル)。

3. 拠出限度額引き上げの内容

「大型減税法」の規定では、401(k)プランおよびIRAに対する拠出限度額は、以下のとおり引き上げられる。

401(k)プラン：年間拠出限度額を現行の10,500ドルから、2002年に11,000ドルへ、以降、毎年1,000ドルずつ引き上げ、2006年には15,000ドルとし、2007年以降は、15,000ドルを基準として、500ドル単位でインフレ調整する。

IRA：年間拠出限度額を現行の2,000ドルから、2002年に3,000ドル、2004年に4,000ドル、2008年に5,000ドルへと引き上げ、2009年以降は、5,000ドルを基準として、500ドル単位でインフレ調整する。

50歳以上の人については、2002年より上記の拠出限度額を超える追加拠出を認める(「キャッチアップ制度」)。具体的には、401(k)プランについては、2002年には1,000ドル、2003年には2,000ドル、2004年には3,000ドル、2005年には4,000ドル、2006年以降には5,000

ドル、IRAについては、2002年には500ドル、以降は毎年1,000ドルの追加拠出が認められる。

なお、IRAへの拠出限度額は、1981年以降据え置かれてきたが、401(k)プランについては、1987年以降インフレ調整による引き上げがなされている。

4. 拠出限度額引き上げに対する評価

「大型減税法」による個人退職準備制度に対する拠出限度額の引き上げに対しては、特にIRAについてインフレで失われた実質的な通貨価値を補填するだけで、引き上げ額が不十分であるとの指摘がある。一方、現在でも上限額まで拠出しているのは、IRAで利用者の約6割、401(k)プラン利用者については約2割に過ぎず、高所得者層を優遇するものであるといった批判もある。また、個人が自由に拠出可能なIRAへの拠出限度額がアップすれば、401(k)プランを新たに提供する企業が減少するとの見方もあるようである。

これに対し、年金業界関係者や限度額の引き上げを推進した議員は、拠出限度額の拡大は、中小企業の経営者に退職準備制度を採用させる非常に良い契機になると反論、共和党のポートマン上院議員は、「エリサ法が制定された1974年当時から何らかの退職準備制度に加入している従業員の比率はほとんど変わっておらず、全米労働人口の約半数は未だに何の制度にも加入していない状況である。しかし、企業が退職準備制度を提供した場合、3分の2以上の従業員が加入するというデータがあり、国民全体としての退職準備制度加入率が上昇するという大局的な視点が大切である」と述べている。

5. サンセット条項

日本では、あまり報じられていないが、今回成立した「大型減税法」は、時限立法である。即ち、基本的に全ての条項は2010年12月31日までが有効期限であり、法的な手当てがなされなければ、2011年1月1日以降は、現行規定が復活すると規定されている（「サンセット条項」）。これは、10年以上継続する減税を規定する法律は制定しないとの規定が議会にあることによる。

期限までには、2回の大統領選と5回の連邦議会選挙があり、2010年における連邦議会の勢力図は、現時点においては想像もつかないが、その時点で新たに法案が審議されることとなる。

今回の減税では、相続税（連邦遺産税）を段階的に軽減し2010年に全廃することが規定されたが、2011年以降の不透明感に対応するため、生命保険会社の中には、10～15年後に契約の継続の有無を選択できるオプションを持つ相続対策商品を開発・販売する動きがみられる。

6. おわりに

米国では、税制上の優遇措置のある確定拠出退職準備制度が既に定着しており、景気回復が喫緊の課題として注目される状況下、大統領の政治的評価を大きく左右する「大型減税」の対象項目として組み込まれるに至っている。

日本では、確定拠出年金（日本版401k）法案が、6月22日に参院本会議で可決・成立、10月1日から施行される。日本における確定拠出年金の導入については、日本の金融機関は当然であるが、欧米の金融機関の関心も高く、加入者への投資教育などの運営管理業務を含めた関連業務への参入を表明する会社も出てきている。

日本では、企業が従業員のために導入する「企業型」と自営業者などが個人で加入する「個人型」が創設される。ただし、「企業型」においては、従業員による拠出は認められていない（企業による拠出金の限度額は、既に企業年金制度がある場合年額で216,000円、ない場合には年額432,000円で、損金算入され従業員の給与所得とはならない）。既存の企業年金制度がなく「企業型」も導入しない企業の従業員は「個人型」に加入できるが、この場合には、企業からの拠出は認められていない（個人による拠出金の限度額は、企業の従業員の場合には年額180,000円で、所得控除の対象）。日本版401kと呼ばれてはいるものの、従業員が自らの意思で拠出額を決定し、事業主がそれに対して一定割合を任意に上乘せ（「マッチング拠出」）する米国の401(k)プランとは、現時点においては似て非なる制度である。また、給付開始が60歳とされ、転職の場合に一時金で受け取ることが認められていないとの問題もある。

終身雇用を前提としていた日本の労働市場は、転職を前提とした流動性の高いものに変化していくと考えられる。転職時に残高をそのまま持ち運びできる確定拠出年金制度は、企業が良質な従業員を確保するための手段の一つとなり、更に時勢に応じて変容していくことになるだろう。

(注) 夫婦として合算申告を行うことによって、独身者として別々に税金を支払った場合と比べて税負担が大きくなることもあり、この現象が「結婚ペナルティー」と呼ばれている。実際には、「人によっては高くなる場合がある」との表現が正確で、約6割のカップルは税負担が軽くなる「結婚ボーナス」を享受している。夫婦がほぼ同水準の所得の場合に「ペナルティー」が発生するケースが多い。